

KNC NETWORK NEWS

2017年8月26日 発行

経営一言: 経営と人生は一体なので、人生を選ぶ覚悟で親の事業を見るといい。

(石坂産業・石坂 典子社長)

- 所長コメント: 企業の寿命は30年、倒産企業寿命では24年といわれている。一方、人生は80年と長くなり、実際に働ける年数は40年、一生、同じ企業に勤めることが難しくなった。-



(有)北野財經システム
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島7-1-26
オリエンタル新大阪ビル707号
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851
http://kncc.co.jp

気になる記事: 東芝、WDと協議入り、半導体売却。8月末まで決着へ機構と連携。

東芝が半導体メモリー事業の売却を巡り、協業先の米ウエスタンデジタル(WD)と月内決着に向けて協議には入ったことが22日明らかになった。2兆円を軸に詰め調整に入り、出資形態などの条件交渉も進める。WD陣営を合意できれば、東芝が上場廃止を回避するために不可欠な売却手続きが大きく前進する。

源泉所得税の過払い金 《税務》

経理担当者が給与計算を間違えて源泉所得税を多く計算して納付してしまうのは、実務上では起こり得ることです。税金を多めに納付しているの、税務署に対しては気楽な間違いといえるでしょう。

ですが、従業員との関係は気まづくなります。納付金が過大となるのは、次のような3つのケースが考えられます。①源泉所得税の適用税率を誤って税額を過大に徴収、②そもそも源泉徴収不要なのに源泉徴収、③源泉徴収した金額よりも多い額を納付するというパターンです。

ただ、こうした失敗は解消できます。「源泉所得税の誤納額還付請求書」を提出することで、過大に納付した金額の還付を受けることができます。

法定相続情報証明制度 《相続》

ひとたび相続が起きれば、その手続きは面倒を極めます。相続人は不動産登記の変更や相続税の申告、銀行口座の解約などのために、相続人全員の戸籍謄本を集めて、相続対象となる不動産を管轄する自治体の法務局や、預金のある金融機関ごとに必要書類をそろえて提出しなければなりません。そうした手続きが面倒で登記変更をしない相続人も多く、結果的に数十年も経って「所有者不明」となる山林などが全国的に発生する原因ともなっているようです。

そうした現状を受けて、今年5月29日に「法定相続情報証明制度」がスタートしました。同制度では、全国に417カ所ある登記所のいずれかに、被相続人が生まれてから死亡するまでの戸籍関係書類と、相続人全員分の戸籍、住所、生年月日、続柄、法定相続分などの情報をそろえて一度提出すれば、偽造防止措置が施された法定相続情報の一覧図の写しが発行されるというものです。以降の手続きは法務省の発行する写しを利用すれば、各種の手続きのたびに全必要書類を提出しなくても済むといえます。

当面、この証明書が使えるのは不動産登記の手続きのみに限られていますが、すでに戸籍関係書類に代えての受け入れを準備している金融機関もあり、対応されれば銀行口座の解約の際にも利用できるようになります。法務省は将来的には、相続税の申告にも利用できるようにすることを目指しているようです。

教育費用を着実に準備する学資保険 《経営》

幼稚園から大学卒業までにかかる1人当たりの教育費総額は、すべてが公立なら800万円、すべてが私立なら2227万円となります。この費用を準備する方法として、学資保険の活用を検討するのもいいでしょう。学資保険は、毎月決まった額の保険料を払い続けられれば、祝い金や満期学資金として、契約時に決めた子どもの年齢に合わせた給付金が受け取れるものです。

メリットは、さまざまあり、保険金を積み立ての形で強制的に払い続けることで教育資金が着実に貯蓄できることに加え、定期預金より高い利率も挙げられます。契約者である親が死亡したり、病気で収入がストップしたりすると、その後の保険料は免除され、満期金も予定通り受け取れます。さらに税金面でも優遇されています。一つは、満期金は所得税の対象となりますが、受け取った保険金額から払い込んだ保険料を差し引いたとき、50万円以上増えなければ無税となります。もう一つは、学資保険は生命保険の一種なので、支払った保険料は税額控除の対象となります。

一方、デメリットとしては、柔軟性に欠けることがあります。幼稚園から大学卒業まで通して18年間で契約すると、その間は利回りが固定されるので、途中インフレとなれば不利になります。長期的に資金が拘束され、換金性が低く、途中解約すると元本割れする可能性が高いです。

承継後、達者に暮らす 《経営》

事業承継(引退)後、元経営者はどのような暮らし方をしたらいいのでしょうか。事業承継の難しさの一つに、引退後の問題があります。一般社員であれば定年後の暮らし方であり、昔であれば隠居後の問題です。

第一に、承継後の処遇の問題です。具体的には、会長や相談役等と言う肩書を残すか否か、取締役として役員報酬を受取るか否か、等です。引退時の年齢や健康度、社外の信用や人脈等の差によって区々です。承継後に権限を持ち過ぎて、後継者との人間関係が不安定になる場合もあります。

第二に、承継後の生活費確保の問題です。現預金を蓄えておくことが一番確実ですが、生命保険等を利用して役員退職金を準備しておくことも有効です。

第三に、承継後の生きがいや健康管理です。商工業団体の役員、業界団体の世話役、近隣団体の役員等や趣味・研究等に打ち込む人がいます。中には、家業とは別に本当にやりたかった新規事業を起こす人もいます。例えば、50歳の時に家業を息子に譲って隠居した江戸時代の伊能忠敬は、天文学・測量術を学んだ後、日本全国を歩いて測量し、初めての日本地図を作りました。

事業承継は、後継者の教育や権限委譲に視点がありますが、承継後の元経営者の生き方についてしっかりした展望も必要です。